

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	意見公募要領に終了日は6月28日と記載されているため、受付締切日時は「2023年6月28日0時0分」ではなく、「2023年6月29日0時0分」の誤りではないか。	意見公募要領の意見募集期間（終了日）を「令和5年6月27日」に修正しました。
2	「計量法施行規則の一部を改正する省令（案）」の一般計量教習及び一般計量特別教習の受講料の改定について、指定検定機関はみなし公務員扱いであるため、指定定期検査機関等と同等に扱うべきではないか。	今回の改正では、「自治体から委託を受けて検査等を行う機関の職員」の講習受講料を減額することとしています。 なお、検定を行っている機関として、他に日本電気計器検定所がありますが、当該機関の職員の講習受講料は減免されていません。
3	「計量法施行規則の一部を改正する省令（案）」の一般計量教習及び一般計量特別教習の受講料の改定について、受講者が指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の職員である場合は受講料を24200円とするところがあるが、都道府県が行う公的検査を請け負う機関の職員であるため、受講料を免除するのが適当ではないか。	指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関は、都道府県から請け負う公的検査のほか、民間組織としての収益事業も行っており、その職員を完全に公務員と同一視することはできないため、受講料の全額免除は妥当ではないと考えます。
4	【「特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（案）」について】 ・附則第1条において、本改正案の本則施行日が令和5年5月31日と規定されているが、誤りではないか。 ・附則第1条のただし書きで改正規定を列記しているが、「特定計量器検定検査規則第四百三十五条から・・・」と明記すべきではないか。明記しない場合「特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令」の各条文を指すこととなるのではないか。 ・附則第1条によると、附則第2条及び第3条も本則施行日に施行されることとなるが、これらの規定については公布の日に施行することとすべきではないか。 ・附則第2条「・・・第八十九条第三項で準用・・・」とあるのは「・・・第八十九条第三項において準用・・・」とすべきではないか。	施行日を令和5年7月28日に修正しました。 「特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令」の附則であるため、案のとりの表記で差し支えないと考えます。なお、「特定計量器検定検査規則第四百三十五条から・・・」と表記した場合は、改正前の規定を指すこととなるため、適当ではないと考えます。 今般のガスメーターのJIS改正では、型式承認試験における試験内容の追加修正が行われており、型式承認試験を実施する研究所及び器差試験を実施する指定製造事業者において、新基準に沿った試験が可能な設備を新たに購入し設置する準備期間が必要となります。そのため、附則第2条については、型式承認試験において現行JISの技術基準を適用するための移行期間を設ける必要があります。また、附則第3条については、製造事業者が新基準に沿った型式承認を取得するまで、製品の製造・販売が妨げられないよう移行期間を設ける必要があります。 「・・・で準用」の用例は数多くあるため、案の表記で差し支えないものと考えます。
	【「計量法施行規則の一部を改正する省令（案）」について】 ・一般計量教習及び一般計量特別教習の受講料は研究所が法に基づいて行う講習の事務の対価として設定されるものであり、特段の理由がない限り、その公正妥当な原価に基づいて算定すべきであり、指定機検査機関又は指定計量証明検査機関の職員に対する講習のみ減額する理由はないのではないか。 ・附則第1項において、本改正案の本則施行日が令和5年5月31日と規定されているが、誤りではないか。 ・附則第2項の「第百三十二条第一項」は「計量法施行規則第百三十二条第一項」とすべきではないか。 ・附則第2項で「検討を加え」「所要の措置を講ずる」主語を明記すべきではないか。	自治体からの委託を受けて検査業務に従事する検査機関の職員は、「刑法その他の罰則の適用については、法令による公務に従事する職員とみなす（計量法第36条）」こととされており、検査機関が自治体の業務を代行する公益性を考慮すると、（自治体職員の受講料が免除されていることにかんがみて）受講料の減額措置を講じることは妥当であると考えます。 施行日を令和5年7月28日に修正しました。 「計量法施行規則の一部を改正する省令」の附則であるため、案のとりの表記で差し支えないと考えます。 主語を記載しない用例があるため、案のとおりで差し支えないと考えます。
5	「特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（案）」の第四百三十六条について、改正案ではJIS B 8571 (2015) から JIS B 8571 (2022) に変更としているが、ガスメーターに使用する合成ゴム膜の材質に対する規定は、対応国際規格において膜に使用する合成ゴムを単体で評価する規定がないことから、国際整合のため、JIS B 8571 (2022) では JIS B 8571 (2015) で規定していた膜（6.2.2）、及びゴム膜の試験（8.5.1.1）を削除している。したがって、以下のとおり規定の見直しが必要ではないか。 修正案： （材質） 第四百三十六条 ガスメーターに使用する材料の材質は、日本産業規格 B 8571（二〇二二）附属書による。	ご指摘を踏まえて JIS を確認したところ、JIS B 8571 (2022) においてガスメーターに使用する合成ゴムの膜の材質は規定されていないことが確認されたため、第436条を削除することとします。

※行政手続法第四十三条2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。